

林業編 解説

この編には、「2020年農林業センサス」における農山村地域調査（市区町村調査）及び農林業経営体調査による林野面積や林業経営体等に関する統計、「木材統計調査」による製材工場等、素材及び木材製品の流通に関する統計、「特用林産物生産統計調査」による特用林産物の生産量に関する統計（林野庁調査）、林産物の生産量や価格に関する諸統計等を用いて推計した林業産出額及び生産林業所得に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

- (1) 2020年農林業センサス農山村地域調査（市区町村調査）及び農林業経営体調査

ア 調査の目的及び調査の時期

農業編 I 農業経営体の部を参照。

イ 調査の方法

(ア) 農山村地域調査

「農林水産省一調査対象」の実施系統で行い、オンライン（電子メール）又は往復郵送により配布・回収する自計調査の方法で実施した。

(イ) 農林業経営体調査

農業編 I 農業経営体の部を参照。

- (2) 木材統計調査

ア 調査の目的

素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的としている。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間

なお、製材工場数、出力数は毎年12月31日現在で把握した。

ウ 調査の方法

民間業者が郵送、オンライン又は民間事業者の調査員により調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。

ただし、調査対象工場が面接聞き取りによる調査を希望した場合は、調査員による面接（他計調査）により行った。

- (3) 特用林産物生産統計調査

ア 調査の目的

都道府県の特用林産物の生産等の変動の実態を継続的に把握し、その調査結果を分析して需給の安定等に関する施策を推進するとともに、生産者や消費者へ情報提供を

図っていく上で必要な基礎資料を得ることを目的としている。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間

ウ 調査の方法

林野庁から都道府県又は市町村を經由して、調査対象者に対して調査票を配布・回収する自計調査とし、郵送調査、オンライン調査（電子メール）、調査員調査、職員調査又はファクシミリ調査により行った。

- (4) 林業産出額

ア 目的

林業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、林業行政の企画やその実行のフォローアップに資する資料を整備することを目的としている。

イ 推計対象範囲及び推計方法

(ア) 推計対象範囲

次の4部門に区分して、部門別に推計を行った。

- a 木材生産部門
- b 栽培きのこ類生産部門
- c 薪炭生産部門
- d 林野副産物採取部門

ウ 各部門の推計方法

都道府県別に木材統計調査、特用林産物生産統計調査等から得られる品目別生産量に価格を乗じて推計した。

なお、次の林産物の産出額については、全国値のみ推計した。

(ア) 木材生産部門

パルプ工場へ直接入荷されるパルプ用素材、輸出丸太及び燃料用チップ素材

(イ) 薪炭生産部門

まき

(ウ) 林野副産物採取部門

木ろう及び生うるし

エ 生産林業所得の推計方法

参考値として公表している生産林業所得は、ウにより推計した各部門の産出額に林業経営統計調査、産業連関構造調査（栽培きのこ生産業投入調査）等から得られる所得率を乗じて推計した。

2 用語の解説

(1) 2020年農林業センサス農山村地域調査

ア 総土地面積

都道府県全ての面積をいう。

本調査では、原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』の総土地面積によった。

イ 林野面積

現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたものをいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に該当する。

ウ 現況森林面積

調査日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。

エ 森林以外の草生地

森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。

(ア) 河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても除いた。

(イ) 林野庁には貸地の採草放牧地を含む。

(ウ) 林野庁以外の官庁には、財務省所管の未開発地や防衛省所管の自衛隊演習地を含む。

(エ) 民有林には、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地が野草地化した土地を含む。）を含む。

オ 林野率

総土地面積に占める林野面積の割合をいう。

なお、全国、全国農業地域別及び都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方領土及び竹島を除いて計算した。

カ 国有（林）

林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する土地をいう。

キ 民有（林）

国有（林）以外の土地をいい、独立行政法人等、公有（都道府県、森林整備法人、市区町村、財産区）及び私有（林）に分類される。

なお、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、市町村が経営管理権を設定したものは、当該設定前の分類とする。

(ア) 独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人及び特殊

法人が所有する土地をいう。

また、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが所管する分収林も含めた。

(イ) 公有（林）

都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管する土地（借入地を含む）をいう。

a 都道府県

都道府県が所管する土地をいう。

林務主管課（部）所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等が所管するものをいい、都道府県立高校の学校林、都道府県が設立した地方独立行政法人等の所管する土地、都道府県が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、都道府県以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林を除いた。

b 森林整備法人

分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に規定する森林整備法人が所管する土地をいう。

林業公社・造林公社は森林整備法人に該当する。

c 市区町村

市区町村が所管する土地をいう。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合（例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合。以下「町村組合」という。）並びに市区町村及び町村組合が設立した地方独立行政法人の所管する土地を含めた。

また、市区町村が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、市区町村以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林は除いた。

d 財産区

地方自治法第294条第1項に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいう。

なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は「私有」とした。

(ウ) 私有（林）

民有（林）のうち、独立行政法人等及び公有（林）を除いた土地をいう。

森林計画対象の人工林は、森林法に基づく、地域森林計画及び国有林の地域別

の森林計画樹立時の森林面積のうち、私有の人工林（植栽又は人工下種により生立した林分で、植栽樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が50%以上を占める森林の面積）をいう。

(2) 2020年農林業センサス農林業経営体調査

ア 農林業経営体

農業編 I 農業経営体の部を参照。

イ 林業経営体

農林業経営体のうち、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (ア) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

- (イ) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

ウ 保有山林

自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。

保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

エ 素材生産量

素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。

丸太の体積を表し、一般的には立方メートル（m³）の単位で表示する。

なお、立木買いによる素材生産量を含む。

オ 立木買いによる素材生産

立木を購入し、伐木して素材を生産することをいう。

(3) 木材統計調査

ア 素材

用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいう。ただし、輸入木材にあつては、半製品（大中角、盤及びその他の半製品）を含めた。

イ 製材品

素材で長さ180cm以上のものから製材機によって生産した板類、ひき割類及びひき角類をいう。

ウ 板類

厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍以上のものをいう。

また、床板用原板（えん甲板用原板及び広葉樹フローリング用原板）を含めた。

エ ひき割類

厚さが7.5cm未満で幅が厚さの4倍未満のものをいう。

オ ひき角類

厚さ及び幅が7.5cm以上のものをいう。

カ 合板

単板3枚以上を主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして、接着したものをいう。

大別して普通合板と特殊合板（普通合板の表面に美観、強化を目的とする薄板の張り付け、オーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施した合板）がある。

キ 木材チップ

素材、工場残材、林地残材及び解体材・廃材からチップパー等を用いて生産したパルプ、紙、繊維板、削片板等を原料とする木材の小削片をいう。

(4) 特用林産物生産統計調査

特用林産物とは、食用である「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、「わらび」、「ぜんまい」等の山菜類等、また、非食用である「うるし」、「竹材」、「桐材」等の伝統的工芸品を始めとする各種原材料、燃料用を中心とする「木炭」等、主として森林原野を起源とする生産物のうち、一般に用いられる木材を除いた生産物の総称である。

調査概要の詳細についてはこちらから
（農林水産省HPへリンク）

[○農林業センサス](#)

[○木材統計調査](#)

[○特用林産物生産統計調査](#)

[○林業産出額](#)

この編についての照会先

農林業センサス

統計部 経営・構造統計課

電話 (076) 263-2161 内線3636

直通 (076) 232-4894

木材統計調査、特用林産物生産統計調査

統計部 生産流通消費統計課

電話 (076) 263-2161 内線3646

直通 (076) 232-4895

林業産出額

統計部 経営・構造統計課

電話 (076) 263-2161 内線3633

直通 (076) 232-4894